

みなさん！ しっかり学びましょう！！

食品表示法施行に向けての学習会

2年前の6月に「食品表示法」が成立し、今年の6月までに施行されることになっています。これまで、「食品衛生法」、「JAS法」、「健康増進法」と、それぞれで異なっていた表示に関する基準が、この法律で統一され、所管の省庁も消費者庁に統一されました。そのため、最優先となっていることは、消費者によって消費される食品の安全性の確保です。

この法律のポイントとして、1)「アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質）」の欠落や表示の誤りに対して、食品の回収や業務の停止、差止請求、罰則などが盛り込まれた。2)アレルゲンを含む表示のルールが変更になった。3)消費期限や保存の方法等の設定に科学的な根拠が求められる。4)回収命令には、強制力があり、公表が行われる。5)バザーの主催者も、参加施設にアレルゲンや消費期限の欠落・誤りがある場合は、回収等命令の対象となる。などが挙げられています。

しかし、法律の条文やリーフレットでは、なかなか読み取ることができないほど、複雑な内容になっていますが、食品加工をしている作業所に限らず、生鮮食品、他の作業所の食品を取り扱っている作業所にも影響があります。

そこで、このたび、(株)消費経済研究所の高田かおりさんに講師として来ていただき、食品表示法の概要や対応について、お聞きする機会を設けました。

年度末のご多用な時期ではありますが、多くの方のご参加をお待ちしております。

日 時：2015年3月30日（月）

受付 10：00～

開始 10：30～15：30

会 場：広島市西区地域福祉センター大会議室 広島市西区福島町2-24-1

資料代：500円（申込と交通案内と会場は裏面）

*要約筆記・手話通訳につきましては、準備に時間がかかるため手配しておりません。申し訳ありませんがご了承ください。

*定員 100人 （会場の関係で、定員を超えての申し込みの場合は調整させていただくことをご了承ください）

【共催】

広島県知的障害者福祉協会 生産活動・就労支援部会、広島県就労振興センター、
きょうされん広島県支部

【申込・お問い合わせ】

きょうされん広島県支部事務局（予定）

TEL 082-299-7061 FAX 082-299-7065

参加申込書 (FAX 082-299-7065)

所属団体			
参加人数			
申込代表者		連絡先	

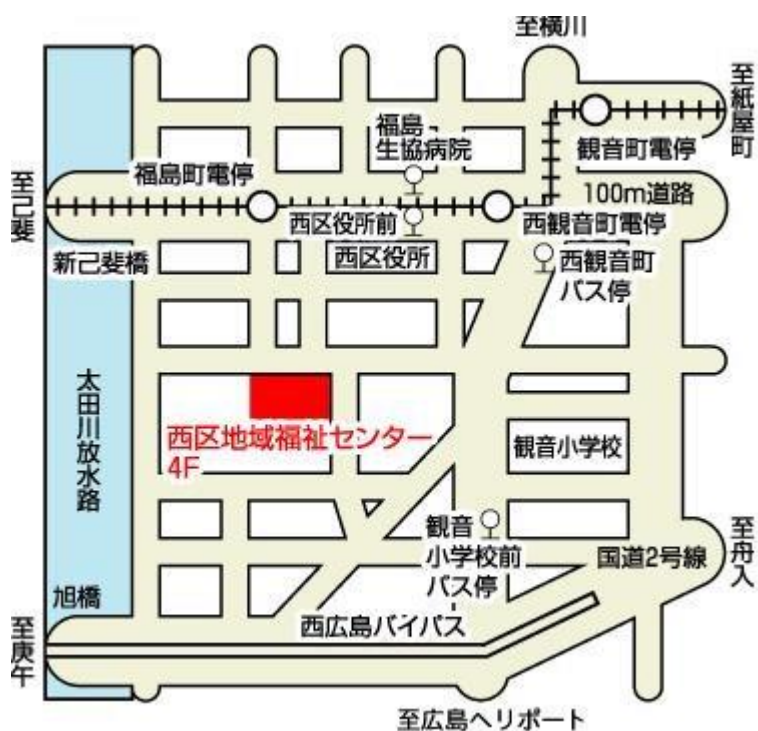
交通案内

【JR】山陽本線「西広島駅」下車徒歩約13分

【広電電車】市内線「福島町（西区役所前）」下車徒歩約4分

【バス】「西区役所前」下車徒歩約4分、または「観音小学校前」

下車徒歩約4分



駐車場はセンター内で20台、センターの横の建物の横にも
駐車場があります。